第３編　成年後見制度利用促進基本計画

１　成年後見制度利用促進基本計画策定の趣旨

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものであり、同法第 14 条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

このため、成年後見制度を必要な人が利用できるよう、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。

2　地域連携ネットワーク体制の整備

（１）権利擁護支援の仕組

「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という３つの役割を念頭に、既存の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）に司法も含めた連携の仕組を構築します。

体制の構成は、「チーム」、「協議会」、「中核機関」とします。

（２）チームの設置

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みとして、チームを設置します。

後見等開始前においては、地域の中で、権利擁護支援が必要な人を発見し必要な支援へ結び付ける（本人と社会との関係性を修復・回復させる）機能を果たします。後見等開始後においては、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する役割を果たします。

メンバーは、家族・親族、生活保護ケースワーカー、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、民生委員、必要に応じて構成されるものとし、後見等開始後は、チームに後見人が加わります。

■チームの構成

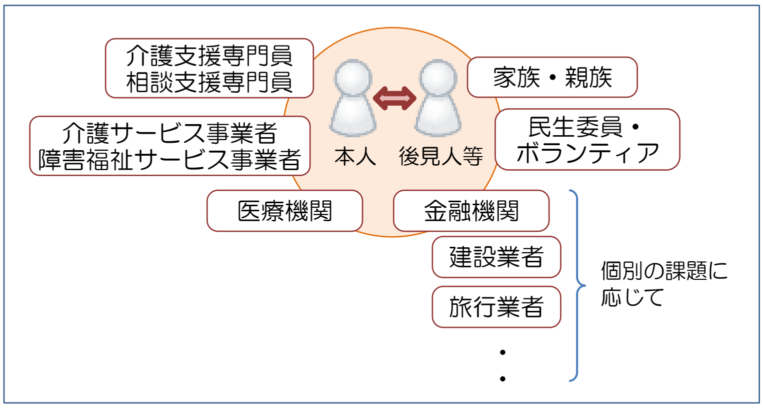

（３）協議会の設置

「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを進める合議体として協議会を設置します。

■協議会の構成

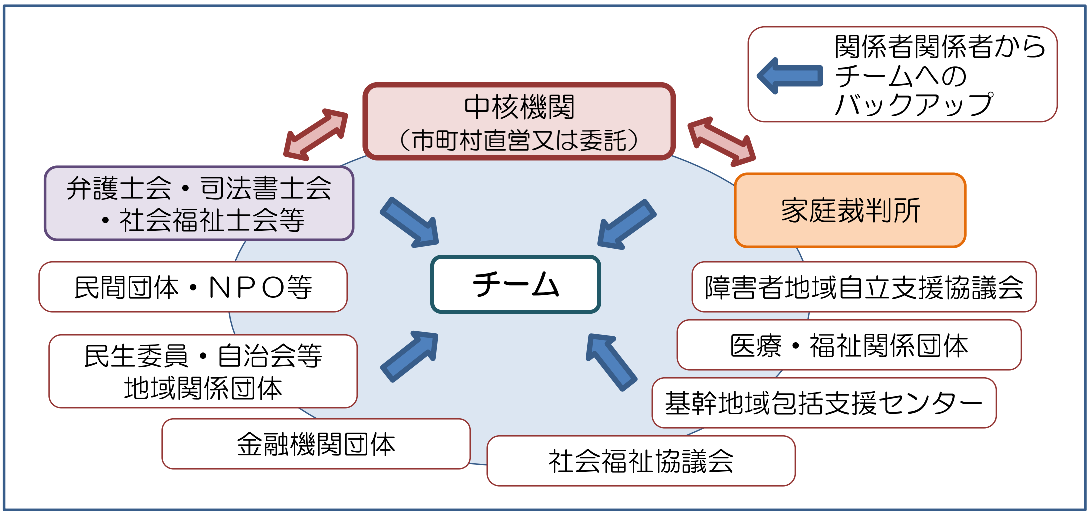

■協議会の役割

１）地域課題の検討・調整・解決

・チーム（特に親族後見人等）への適切なバックアップ体制を整備すること

・困難ケースに対処するため、ケース会議等を適切に開催する体制を整備すること

・多職種間での更なる連携強化を進めること

２）成年後見制度を含む地域の権利擁護に関することについての、家庭裁判所との情報交換・調整

（４）中核機関の設置

専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関として中核機関の設置を検討していきます。

設置した折には、次のページに掲げたことを推進します。

3　施策の推進

（１）広報の充実

地域連携ネットワークに参加する関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用者への啓発活動とともに、そうした声を挙げることができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどの周知啓発に努めます。

中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う関係機関と連携しながら、広報活動を実施します。

地域福祉を実践する方（区長・民生委員・地域福祉委員等）に勉強会等を開催し、制度の説明をしていきます。

（２）相談の充実

中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築します。町長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて関係機関の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制に係る調整を行います。

（３）成年後見制度の利用促進

○親族後見人候補者への支援

後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行います。

○市民後見人候補者等への支援

市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行います。

○受任者調整（マッチング）等の支援

中核機関は、専門職団体及び法人後見を行える法人と連携するとともに、今後養成された市民後見人候補者の名簿を整備することにより円滑に人選を行えるような体制を検討します。

○家庭裁判所との連携

中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、家庭裁判所と連携します。また、家庭裁判所には審議会にオブザーバーとして参加していただき、地域連携ネットワークを充実させていく中で見えてきた課題等について意見交換をします。

○担い手の育成・活動の促進

市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市民後見人の育成については、中核機関と地域連携ネットワークが連携し、市民後見人養成講座の開催を検討します。

〇日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携を図ります。

（４）後見人への支援

中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ります。専門的知見が必要であると判断された場合においては、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。

また、中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援します。

4　計画の推進

（１）庁内連携の推進

庁内では権利擁護事業や成年後見制度に関する事業に関して、各課が持つ相談機能についての情報交換、課題の抽出や共有を行います。

（２）国・県・家庭裁判所との連携

成年後見制度に関わる施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないことから、国や県の新しい動向を注視しつつ、家庭裁判所とも連携を図りながら施策の推進に努めます。

制度運用の過程において、不正が疑われる事案が生じた場合には、家庭裁判所との連携により適切に対処します。

（３）計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善するＰＤＣＡサイクルによるマネジメントを推進します。

町においては、「地域福祉推進委員会」を通じて進捗状況の把握とともに点検・評価を行います。